浪江町野菜等集出荷貯蔵施設等管理運営事業
公募型プロポーザル実施要領

1　事業名

浪江町野菜等集出荷貯蔵施設等管理運営事業

2　事業概要

（1）事業背景

浪江町（以下「町」という。）では、全町避難に伴い農家の離農等が相次ぎ、農地保全や農業用施設の管理が十分に行えなかったため、農地の荒廃や農業用施設の損失を余儀なくされている。

特に、農業者個人で整備した施設や共同で利用していた野菜等の選別設備、大豆等の乾燥調製施設は、長期避難の影響により使用できない状況になっている。

そのため、現状では個人作業による選別・調製を行うほか、農業者同士で稼働可能な小型農機具等を融通し合うなどして対応しているが、農業者の作業の負担が大きく生産性も低いことから、今後の生産意欲の低下が懸念される。

現在、当町では避難指示解除に伴い、福島県営農再開支援事業による農地の保全管理等、営農再開に向けた取組が行われており、主力作物の水稲に加え、新たな振興品目として園芸品目（花き類）、麦・大豆等の土地利用型作物の生産に取り組んでいる。

このような中、野菜等集出荷貯蔵施設、大豆等乾燥調製施設及び花き集出荷施設を整備し、農業者が生産活動に専念できる環境を整えることで、作業負担の軽減、野菜、大豆、麦、花き等の生産面積の拡大及び品質の向上を図り、農業者の収益力及び生産意欲の向上につなげるとともに、営農再開に向けた不安を解消し、町民の帰還及び意欲ある農業者による営農再開の加速化を図る。

本事業は、営農再開及び町民の帰還の促進という今後の町の農政に係る基本方針に合致する、野菜等集出荷施設等の管理・運営を担う事業者を選定するものである。

（2）公募型プロポーザルによる選定の必要性

野菜等集出荷貯蔵施設等の管理運営については、町の地域状況に精通し、農政施策の方向性を十分に把握した上で、正確かつ円滑な管理運営計画と遂行能力が求められる。

公募型プロポーザル方式により事業者から企画提案を受けることにより、本事業の目的に沿った施設の管理運営能力及び管理運営計画を確認の上、より的確な管理運営事業者を選定することができる。

（3）施設の概要

項　目	内　　容
施設名称	野菜等集出荷貯蔵施設、大豆等乾燥調製施設、花き集出荷施設
所　　在	福島県双葉郡浪江町大字酒田字上原　地内
敷地面積	8,819.1 ㎡
施設概要	（1）野菜等集出荷貯蔵施設　1棟　1,838.99 ㎡ 原料及び製品置場、長ネギ・ブロッコリー選別設備、予冷庫（野菜・花き用）、

	残渣処理室 （２）大豆等乾燥調製施設　　１棟　　405.42 ㎡ 荷受設備、乾燥設備、タンク設備、調製出荷設備、集塵設備 （３）花き集出荷施設　　１棟　　225.00 ㎡ 原料置場、箱詰め設備
取組品目 ・規模	（１）野菜等集出荷貯蔵施設 長ネギ：67.0ha、2,126ｔ　　ブロッコリー：21.0ha、220ｔ （２）大豆等乾燥調製施設 大豆　：40.0ha、60ｔ　　小麦：48.8ha、122ｔ （３）花き集出荷施設 切り花：0.7ha、10.7 万本　　枝物類：6.3ha、16.5 万本　その他
仕　　様	施設・設備の詳細については、設計図書を参照とすること。

３　参加資格要件

参加資格要件については、次に掲げるすべての項目を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

（３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

（４）次のいずれかに該当するものでないこと。

ア　暴力団又は暴力団員が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与している者

イ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどをしている者

ウ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与をしている

エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不応に利用している者

（５）福島県内に本社、支社又は支店等を有していること。

（６）公告日から過去１０年間において、農業用施設の管理・運営を行った実績があること。

４　プロポーザルの実施手順や日程及び提出期限

（１）実施手順

管理運営事業者選定までの実施手順は以下のとおりとなる。

項目	日程及び詳細
実施要領の公表	<u>令和８年１０月３０日（金）から</u> 町ホームページからダウンロードすること。

参加申込書の提出	**令和８年１１月１０日（火）１７時まで（必着）** 事務局へ持参、郵送又はメールで提出すること。 【提出書類】 ①参加申込書（様式第１号） ②実績調書（様式第２号）及び必要な添付書類（契約書写し等） 【提出部数】 各１部
質問書の提出	**令和８年１１月１０日（火）１７時まで（必着）** 様式第３号により、事務局へ持参、郵送又はメールで提出すること。 参加申込書を提出した者のみ質問をすることができる。 原則として、電話等口頭による質問は受け付けない。
質問書への回答	質問者の名前を伏せたうえで、令和８年１１月１３日（金）までに町ホームページへ掲載する。
参加申込受理書の通知	令和８年１１月１３日（金）までにメールにて通知し、後日郵送する。
企画提案書の提出	**令和８年１１月２５日（水）１７時まで（必着）** 事務局に持参又は郵送で提出すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。 【提出書類】 ①企画提案書（様式第４号）及び必要な添付書類（任意様式） ②誓約書（様式第５号） 【提出部数】 ①企画提案書（様式４号）」及び添付書類については 10 部、電子データを提出すること。（電子データはＰＤＦ形式で保存したものをＣＤ－Ｒ等に記録して提出する。） ②誓約書は１部提出すること。
審査結果の通知	令和８年１２月９日（水）頃を予定
協定締結	令和８年１２月下旬を予定

※日程については、応募状況等により変更する場合がある。

（２）事務局（各種書類提出先）

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

浪江町役場 農林水産課農政係　TEL:0240-34-0245

電子メールアドレス：namie16020@town.namie.lg.jp

（３）設計図書等の配布

提出書類の様式については、浪江町役場ホームページよりダウンロードすること。

なお、施設・設備の設計図書の配布については以下のとおりとなる。

① 配布期間　公告日から１１月１３日（金）１７時まで
② 配布方法　電子媒体（ＤＶＤ）配布
③ 配布場所　浪江町役場農林水産課農政係

5　書類提出についての留意点

（1）「収支計画書」については２０年間分以上を提出すること
（2）企画提案書及び添付書類はＡ４サイズで、表紙を除いて１５枚以内（両面可）とし、図表の引用を除き読み易い文字サイズで作成すること。
（3）過去１０年間における農業用施設の管理・運営実績を証明する書類（契約書の写し、指定管理者指定通知書の写し、協定書の写し等のいずれか）を必ず添付すること。
（4）「業務詳細提案書」の作成にあたっては、過去の管理運営実績や専門的な知見・手法を、本事業（浪江町での管理運営）においてどのように活用・展開するかを含めて具体的に記載すること。
（5）提出する際は、上記書類をフラットファイルに綴じ込み、上記部数を提出すること。（正本のみ表紙、背表紙に提出者名を記載すること。）
（6）企画提案書は日本語で作成すること。
（7）提出された企画提案書の著作権は各応募者に帰属するが、浪江町が公表等により使用する場合、提案書の全部または一部を提案者に断りなく無償で使用することができる。

6　審査方法

（1）応募者の審査方法

管理運営者の選定にあたっては、浪江町が設置する「浪江町野菜等集出荷貯蔵施設等管理運営事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、書類審査を実施し評価点が最も高い者を優先交渉権者として決定する。

なお、評価点については、各審査委員が行った採点結果の平均値とする。

ただし、評価点が６割に満たないときは、優先交渉権者としない。

また、事業者の合計点が同じ場合は、後日事業者同士による抽選を行いその順位を決定する。

（2）参加資格審査

事務局において、参加申込書等の提出書類を不備なく提出されているか、または参加資格を満たしているか、欠格事由に該当がないか等の確認を行う。

（3）書類審査

審査委員会において、応募のあった企画提案書について「６－（４）評価基準と配点」に基づいて審査を行い、評価点が高い者を選定する。

（4）評価項目と配点

評価項目		詳細	配点
(1) 経験・実績に関すること	浪江町の地域状況の把握	①浪江町の農業の現状や地域状況を把握しているか。	10 点

（配点 20 点）	施設運営に対する専門性	②これまでの運営実績と、それに基づく運営体制の確保や専門的な知見・手法の活用の具体性はあるか。	10 点
(2) 収支計画に関すること （配点 20 点）	設備更新を含めた収支計画	③収支計画に設備更新等を見据えた施設メンテナンス費用を反映しているか。	10 点
		④収入確保や維持管理費低減につながる策が提案されているか。	10 点
(3) 管理運営に関すること （配点 60 点）	利用率向上のための創意工夫	⑤利用農業者の拡大、集荷量・処理量増加等の施設稼働率を高める取り組みが提案されているか。	10 点
		⑥受益農業者間の公平性確保のための収穫期での利用調整に関する取組が提案されているか。	10 点
		⑦受益農業者からの意見や提案を施設運営に反映できる体制が提案されているか。	10 点
	品質管理体制の強化	⑧農産物の品質・衛生を確保するための具体的な管理方法、作業手順、品質確認の体制が示されているか。	10 点
	安全管理・施設管理体制の強化	⑨作業員及び利用者の安全確保に向けた作業手順、事故防止対策等が適切に計画されているか。	10 点
		⑩すべての施設の常時における管理体制に加え、災害・事故等の緊急時における保安体制（初動対応から復旧まで）が具体的に計画されているか。	10 点
合　計			**100 点**

7　選定結果の通知

審査結果は、応募者に対して書面で通知し、優先交渉権者及び審査結果は浪江町ホームページにて公表する。なお、町ホームページにおいては、優先交渉権者のみ公表する。

また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8　失格事項

本プロポーザルに参加するものが次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）参加資格の要件を満たさなくなった場合。

（２）提出書類に不備があると判断した場合。
（３）提出書類に虚偽の記載があった場合。
（４）公平な審査を阻害する行為があった場合。
（５）本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
（６）上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

９　協定の締結

採択後、審査委員会において決定された優先交渉権者と業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、本事業の円滑な実施に必要な事項を定めた協定を締結する。ただし、条件が合致しない場合には、次点の者との協議・調整を行い、協定を締結する。

いずれの場合についても条件が合致しない場合は、協定を締結しない場合がある。

10　施設完了後の管理運営の形態

施設完成後、町と管理運営事業者は、施設（機械等の設備を含む）及び敷地の貸付契約（無償）を締結し、本プロポーザルにおいて採択した企画提案に基づき、以下のとおり管理運営を行うものとする。

（１）貸付期間

施設完成後、貸付契約締結から１０年毎に更新予定

※契約の更新については、貸付期間の最終年度に双方協議を行い、更新するものとする。

（２）管理運営の形態

① 施設運営により管理運営事業者が得た収入は同施設の管理運営等の経費に充てるものとし、これに係る維持管理費（敷地管理や光熱水費を含む）、修繕費、有益費及び施設運営に必要な器具備品等の経費は、すべて管理運営事業者の負担とする。

② 施設等に事故が発生した場合に備え、補償及び損害賠償費用を負担することができる保険等に加入するものとし、それらの経費は管理運営事業者の負担とする。

※ 利用料金の設定手順については、管理運営事業者と利用農業者等による協議組織（管理運営委員会等）での決定を想定方針とする。

11　その他の留意事項

（１）この公募型プロポーザルに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
（２）企画提案は、１提案者につき１案とする。
（３）提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
（４）提出後の企画提案書の修正・変更・資料追加は、浪江町の依頼または合意があったもの以外は一切認めない。
（５）提出された書類、電子媒体は返却しない。
（６）審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。
（７）参加申し込み後から協定締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、事務局に対

して速やかに報告すること。

（８）参加申し込み後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名（代表者印捺印)、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和８年１１月１９日（木）１７時までに受付窓口へ持参又は郵送すること。